

第205期

定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月26日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

場所

大阪市中央区道修町二丁目6番8号
当社本店 7階ホール

議決権行使期限

2025年6月25日(水曜日) 午後5時まで

決議事項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

住友ファーマ株式会社

証券コード：4506



Sumitomo Pharma

Innovation today, healthier tomorrows

理 念

人々の健康で豊かな生活のために、
研究開発を基盤とした新たな価値の創造により、
広く社会に貢献する

バリュー

◆ Patient First

Patient (病気の人、病気から回復した人、将来病気になる可能性のある人) の多様な健やかさを何よりも大切にします。

◆ Always with Integrity

一人ひとりが常にIntegrity (誠意・品位) を持って仕事に向き合うことを大切にします。

◆ One Diverse Team

互いの個性を尊重し、多様性のある"One Team"を大切にします。

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当社第205期定時株主総会の招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申し上げます。

2025年3月期は、基幹3製品(「オルゴビクス」、
「マイフェンブリー」および「ジェムテサ」)をはじめと
した既存製品の事業拡大および早期退職者募集を含む
抜本的構造改革を進めた結果、コア営業損益および最
終損益の黒字化を達成しました。しかしながら、依然
として厳しい経営状況が続いており、引き続き財務体
質の改善に取り組んでいることから、期末配当は、誠
に遺憾ながら無配とさせていただきたく存じます。

また、2026年3月期は、本年5月に発表した
2027年度までの活動計画である「Reboot 2027」に
基づき、「オルゴビクス」および「ジェムテサ」の早期価
値最大化と徹底したコスト削減に注力し、コア営業損
益および最終損益の黒字の維持を目指しますが、継続
して財務体質の改善を図っていく必要があることから、
2026年3月期の配当につきましても、無配の予
想とさせていただいております。

株主の皆様には、深くお詫び申し上げます。

当社グループは、今後も全社一丸となって事業活動
を推進してまいりますので、株主の皆様におかれまし
ては、何卒ご理解のうえ、引き続きご支援を賜ります
ようお願い申し上げます。



代表取締役社長 **木村 徹**

証券コード 4506
(発送日) 2025年 6月 2 日
(電子提供措置の開始日) 2025年 5月30日

株 主 各 位

大阪市中央区道修町二丁目6番8号
住友ファーマ株式会社
代表取締役社長 **木 村 徹**

第205期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第205期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっておりますので、インターネット上の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://www.sumitomo-pharma.co.jp/ir/shareholder/shareholder.html>



電子提供措置事項は、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトへアクセスして、銘柄名（会社名）に「住友ファーマ」または証券コードに「4506」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討いただき、2025年6月25日（水曜日）午後5時までに、5ページおよび6ページの記載内容をご確認のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時

2025年6月26日（木曜日）午前10時

*受付開始 午前9時

2. 場 所

大阪市中央区道修町二丁目6番8号

当社本店 7階ホール

*なお、7階ホールの席数に限りがあるため、当社本店内の第2会場または第3会場をご案内させていただく場合がございますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

3. 会 議 の 目的事項

報告事項

1. 第205期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
2. 会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、「役員との責任限定契約の内容の概要」および「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、上記の各ウェブサイトに掲載しておりますので、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（以下「交付書面」）には記載しておりません。
- 交付書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象書類の一部です。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の場合

「スマート行使」によるご行使



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



詳細は6ページをご覧ください。▶

行使期限 **2025年6月25日(水曜日) 午後5時まで**

議決権行使コード・パスワード入力によるご行使



当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>



詳細は6ページをご覧ください。▶

行使期限 **2025年6月25日(水曜日) 午後5時まで**

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」および「パスワード」をご通知いたします。

書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するよう切手を貼らずにご投函ください。各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。



◀こちらを切り取って
ご返送ください。

行使期限 **2025年6月25日(水曜日) 午後5時到着分まで**

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 **2025年6月26日(木曜日) 午前10時**

場所 **大阪市中央区道修町二丁目6番8号 当社本店 7階ホール**
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

機関投資家の皆様へ

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

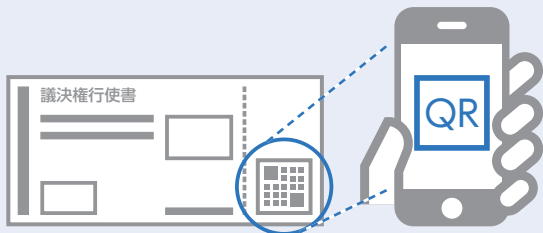
電磁的方法(インターネット等)による議決権行使のご案内

※ 議決権行使結果の集計の都合上、お早めの行使をお願い申し上げます。

「スマート行使」によるご行使

1 スマートフォン用 議決権行使ウェブサイトへアクセス

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



2 以降は画面の案内に従って 賛否をご入力ください

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

【議決権再行使のお手続き方法について】

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただく必要があります。

議決権行使コード・ パスワード入力によるご行使

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>



2 ログインする

3 パスワードを入力

4 以降は画面の案内に従って 賛否をご入力ください

※ ログインに必要な「議決権行使コード」「パスワード」は、同封の議決権行使書用紙の所有株式数が印字されている面の左下に記載されています。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
※ 書面と電磁的方法(インターネット等)により、重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法(インターネット等)によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、電磁的方法(インターネット等)によって複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

スマートフォン・パソコンなどの
操作方法に関するお問い合わせ先について

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時

事前質問の受付

当社第205期定時株主総会に先立って、当社ウェブサイトにおいて事前質問を受け付けいたします。

受 付 期 間

2025年5月30日（金曜日）から6月13日（金曜日）午後5時まで

アクセス方法

当社ウェブサイトに掲載する「第205期定時株主総会における事前質問受付のご案内」または以下のQRコード®から事前質問受付ページにアクセスしてください。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

当社ウェブサイト

<https://www.sumitomo-pharma.co.jp/ir/shareholder/shareholder.html>



- ▶ 当社第205期定時株主総会の報告事項および決議事項に関するご質問をお受けいたします。
- ▶ ご質問にあたっては、同封の議決権行使書用紙に記載されている株主番号および株主様のご登録住所の郵便番号をご入力ください。
- ▶ お寄せいただいたご質問のうち、株主の皆様のご関心が特に高いと思われる事項等につきましては、本株主総会当日にご説明申しあげる予定です。
- ▶ ご質問をお寄せいただきました株主様への個別のご説明・ご連絡は行いません。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレートガバナンスの充実を図るとともに、さらなる企業価値の向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものです。
- (2) 会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行を行わない取締役に付きましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約を締結できる役員の範囲の変更を行うものです。
- なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 (条文省略) (機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 <u>3. 監査役会</u> 4. 会計監査人	第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (機関) 第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) <u>3. 会計監査人</u>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第12条 (条文省略)	第6条～第12条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第18条 (条文省略)	第13条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第19条 当社の取締役は3名以上とする。	第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は3名以上とする。
(新設)	② 当社の監査等委員である取締役は、3名以上とする。
(取締役の選任)	(取締役の選任)
第20条 取締役は、株主総会において選任する。	第20条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会において選任する。
② (条文省略)	② (現行どおり)
③ (条文省略)	③ (現行どおり)
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第21条 取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。	第21条 取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役若干名を選定する。
② 取締役会の決議によって、取締役の中から会長、副会長、社長各1名を定めることができる。	② 取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から会長、副会長、社長各1名を定めることができる。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) (新設) 第23条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。 ② <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 (新設)	(取締役の任期) 第22条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 第23条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。 <u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第25条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の決議の省略) 第25条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることでできる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役</u>の全員が異議を述べないときは、取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議によって定める。 (社外取締役の責任限定契約) 第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 第5章 監査役および監査役会 (監査役の数) 第28条 当会社の監査役は3名以上とする。 (監査役の選任) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(取締役会の決議の省略) 第26条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることでできる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。 (非業務執行取締役の責任限定契約) 第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 (削除) (削除) (削除)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(常勤の監査役) 第30条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(削除)
② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	
(監査役会の招集通知) 第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。	(削除)
② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。	
(監査役の報酬等) 第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(社外監査役の責任限定契約) 第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。	(削除)

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(常勤監査等委員)
	第29条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の 監査等委員を選定することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集通知)
	第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に 対し、会日の3日前までに発するものとする。 ただし、緊急のときは、この期間を短縮するこ とができる。
	② 監査等委員の全員の同意があるときは、招集 の経緯を経ないで監査等委員会を開催すること ができる。
第6章 計算	第6章 計算
第35条～第37条 (条文省略)	第31条～第33条 (現行どおり)
(新設)	附則
	(監査役の責任免除に関する経過措置)
	第1条 当社は、第205期定時株主総会終結前の行 為に関する会社法第423条第1項所定の監査役 (監査役であった者を含む。)の損害賠償責任 を、法令の限度において、取締役会の決議によ って免除することができる。

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位	在任 年数	取締役会 出席状況
1	木村 徹 再任	代表取締役社長	9年	100% (21回/21回)
2	酒井 基行 再任	代表取締役 副社長執行役員	1年	100% (16回/16回)
3	中川 勉 再任	取締役 常務執行役員	1年	100% (16回/16回)
4	新沼 宏 再任	取締役	1年	100% (16回/16回)
5	碓井 稔 再任 社外 独立	社外取締役	4年	100% (21回/21回)
6	藤本 康二 再任 社外 独立	社外取締役	3年	100% (21回/21回)

（注）酒井基行氏、中川勉氏および新沼宏氏の取締役会出席状況は、取締役就任後の状況を記載しています。

候補者番号 1

き むら
木村

とおる
徹

1960年8月5日生 64歳

再任

所有する当社株式の数

97,600株



取締役在任年数

9年

出席状況

取締役会

100% (21回/21回)

指名報酬委員会

100% (8回/8回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1989年4月 住友化学工業株式会社（現住友化学株式会社）入社
1992年10月 旧住友製薬株式会社入社
2013年9月 当社再生・細胞医薬事業推進室長
2015年4月 執行役員
2016年6月 取締役 兼 執行役員
2019年4月 取締役 兼 常務執行役員
2021年4月 代表取締役 兼 専務執行役員
2024年6月 代表取締役社長 現在に至る

重要な兼職の状況

Sumitomo Pharma America, Inc. Director
株式会社RACTHERA 取締役会長
S-RACMO株式会社 取締役会長
公益財団法人てんかん治療研究振興財団 理事長

取締役候補者とした理由

木村徹氏は、当社の事業戦略、経理、再生・細胞医薬事業および研究の各部門の責任者を務め、2024年6月から当社の代表取締役社長を務めています。これらの豊富な知識・経験・能力を生かし、当社グループの持続的成長と企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き候補者としています。

候補者番号 **2**

さか い もと ゆき
酒井 基行

1961年8月14日生 63歳

再任

所有する当社株式の数

9,800株



取締役在任年数

1年

出席状況

取締役会

100% (16回/16回)

(注)取締役就任後の出席状況

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 住友化学工業株式会社（現住友化学株式会社）入社
2007年6月 同社経理室部長（経理）
2010年7月 同社技術・経営企画室部長（総合企画）
2013年4月 同社技術・経営企画室部長（事業企画）
2014年4月 同社執行役員
2018年4月 同社常務執行役員
スミトモ ケミカル アジア プライベート リミテッド代表取締役社長
2023年4月 住友化学株式会社専務執行役員
2023年6月 同社代表取締役 兼 専務執行役員
2024年6月 当社代表取締役 兼 副社長執行役員 現在に至る

現在の担当

経営企画、経理統括、渉外、コーポレートガバナンス、IT & データアナリティクス担当

重要な兼職の状況

Sumitomo Pharma America, Inc. Director

取締役候補者とした理由

酒井基行氏は、住友化学株式会社における経営者としての経歴を通じて培われた幅広い見識と豊富な経験を有し、2024年6月から当社の代表取締役副社長を務めています。当社グループの持続的成長と企業価値向上に向けて、これらの見識や経験を経営に反映していただくことができると判断し、引き続き候補者としています。

候補者番号 **3**

なか がわ

中川

つとむ

勉

1968年4月27日生 57歳

再任

所有する当社株式の数

3,000株



取締役在任年数

1年

出席状況

取締役会

100% (16回/16回)

(注)取締役就任後の出席状況

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年4月 旧住友製薬株式会社入社
2016年4月 当社オンコロジー事業推進担当シニアオフィサー
2017年4月 オンコロジー事業推進（開発戦略）担当シニアオフィサー
2019年4月 オンコロジー事業推進室長
2020年4月 経営企画部長
2022年4月 執行役員
2023年7月 Sumitomo Pharma America, Inc. Chief Strategy Officer
2024年4月 Sumitomo Pharma America, Inc. President and CEO 現在に至る
2024年6月 取締役 兼 執行役員
2025年4月 取締役 兼 常務執行役員 現在に至る

現在の担当

北米事業担当

重要な兼職の状況

Sumitomo Pharma America, Inc. Chair, President and CEO
Sumitomo Pharma Switzerland GmbH Chair and Managing Director

取締役候補者とした理由

中川勉氏は、当社の研究および経営企画の各部門の要職ならびに海外子会社における要職を務めてきました。これらの豊富な知識・経験・能力を生かし、当社グループの持続的成長と企業価値向上に寄与できると判断し、引き続き候補者としています。

候補者番号 4

にい ぬま
新沼

ひろし
宏

1958年3月5日生 67歳

再任

所有する当社株式の数

0株



取締役在任年数

1年

出席状況

取締役会

100% (16回/16回)

指名報酬委員会

100% (8回/8回)

(注)取締役就任後の出席状況

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 住友化学工業株式会社（現住友化学株式会社）入社
2006年4月 同社人事室部長
2007年4月 同社人事部長
2009年4月 同社総務部長
2010年4月 同社執行役員
2013年4月 同社常務執行役員
2018年4月 同社専務執行役員
2018年6月 同社取締役 兼 専務執行役員
2022年4月 同社取締役 兼 副社長執行役員 現在に至る
（担当：総務、渉外、法務、サステナビリティ推進、人事、大阪管理 統括）
2024年6月 当社取締役 現在に至る

重要な兼職の状況

住友化学株式会社 取締役 兼 副社長執行役員

取締役候補者とした理由

新沼宏氏は、住友化学株式会社における経営者としての経歴を通じて培われた幅広い見識と豊富な経験を有しています。当社グループの持続的成長と企業価値向上に向けて、これらの見識や経験を経営に反映していただくとともに、業務執行の監督等の役割を担っていただくことができると判断し、引き続き候補者としています。

候補者番号 **5**

うす い
碓井

みのる
稔

1955年4月22日生 70歳

再任

社外

独立

所有する当社株式の数

0株



取締役在任年数

4年

出席状況

取締役会

100% (21回/21回)

指名報酬委員会

100% (10回/10回)

グループ会社間取引
利益相反監督委員会

100% (5回/5回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年11月 信州精器株式会社（現セイコーエプソン株式会社）入社
2002年6月 セイコーエプソン株式会社取締役
2005年11月 同社生産技術開発本部長
2007年7月 同社研究開発本部長
2007年10月 同社常務取締役
2008年6月 同社代表取締役社長
2020年4月 同社取締役会長
2021年6月 当社社外取締役 現在に至る
2021年6月 株式会社IHJ社外取締役 現在に至る
2024年6月 セイコーエプソン株式会社相談役 現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社IHJ 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

碓井稔氏は、情報関連機器等の商品や関連するサービスをグローバルに提供する企業における長年にわたる経営者としての経歴を通じて培われた幅広い見識と豊富な経験を有しています。当社グループの持続的成長と企業価値向上に向けて、これらの見識や経験を経営に反映していただくとともに、社外取締役として独立した客観的な立場から経営を監督いただくことを期待して、引き続き候補者としています。

候補者番号 6

ふじもと

藤本

こうじ

康二

1963年5月1日生 62歳

再任

社外

独立

所有する当社株式の数

0株



取締役在任年数

3年

出席状況

取締役会

100% (21回/21回)

指名報酬委員会

100% (10回/10回)

グループ会社間取引

利益相反監督委員会

100% (5回/5回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 通商産業省（現経済産業省）入省
2003年7月 経済産業省医療福祉機器産業室長
2008年7月 同省サービス産業課長（2011年7月組織改正後 ヘルスケア産業課長）
2012年7月 内閣官房参事官（健康・医療戦略室等）
2015年7月 内閣官房内閣審議官（健康・医療戦略室次長）
2019年8月 東京医科歯科大学（現東京科学大学）特任教授 現在に至る
2019年8月 同大学リサーチ・ユニバーシティ推進機構シニアURA
2019年8月 同大学産学連携研究センター（2023年3月組織改正後 統合イノベーション機構オープンイノベーションセンター）副センター長
2022年6月 当社社外取締役 現在に至る
2023年3月 東京医科歯科大学（現東京科学大学）統合イノベーション機構オープンイノベーションセンター副センター長/シニアURA
2023年3月 日本エマージェンシーアシスタンス株式会社取締役
2024年10月 東京科学大学医療イノベーション機構機構長付/シニアURA 現在に至る
2025年3月 日本エマージェンシーアシスタンス株式会社顧問 現在に至る

重要な兼職の状況

東京科学大学 特任教授、医療イノベーション機構機構長付/シニアURA

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

藤本康二氏は、経済産業省および内閣官房における要職を歴任し、ヘルスケア産業政策の立案や推進を通じて培われた幅広い見識と豊富な経験を有しています。当社グループの持続的成長と企業価値向上に向けて、これらの見識や経験を経営に反映していただくとともに、社外取締役として独立した客観的な立場から経営を監督いただくことを期待して、引き続き候補者としています。

-
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 碓井稔氏および藤本康二氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。
3. 当社は、碓井稔氏および藤本康二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
4. 碓井稔氏および藤本康二氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、碓井稔氏は本総会終結の時をもって4年となり、藤本康二氏は本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、現在、当社の社外取締役である碓井稔氏および藤本康二氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額としています。なお、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、新沼宏氏、碓井稔氏および藤本康二氏の再任が承認された場合は、当社は、各氏との間で同様の内容の契約を締結する予定です。
6. 新沼宏氏は、当社の親会社である住友化学株式会社の業務執行者です。なお、同氏の住友化学株式会社における地位および担当については、「略歴、地位、担当および重要な兼職の状況」に記載のとおりです。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者は、当社および国内子会社（以下「当社等」）のすべての役員および執行役員等の重要な使用人（以下「役員等」）であり、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約の保険料は当社が全額負担し、被保険者が当社等の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が責任を負う損害賠償金および訴訟費用の損害が填補されます。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合等一定の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険期間は1年間となっており、期間満了後は同様の内容で更新する予定です。

第3号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行し、監査役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位	在任 年数	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況
1	かしま ひさよし 加島 久宜 新任	常勤監査役	2年	100% (21回/21回)	100% (13回/13回)
2	いて やよし お 射手 矢好雄 新任 社外 独立	社外監査役	7年	100% (21回/21回)	100% (13回/13回)
3	もち づき ま ゆみ 望月 眞弓 新任 社外 独立	社外監査役	4年	100% (21回/21回)	100% (13回/13回)
4	みち もり だい し ろう 道盛大志郎 新任 社外 独立	社外監査役	3年	100% (21回/21回)	100% (13回/13回)

候補者番号 1

か しま ひさ よし
加島 久宜

1961年7月11日生 63歳

新任

所有する当社株式の数

17,800株



略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 旧住友製薬株式会社入社
2007年6月 当社経理部長
2012年4月 住友制薬（蘇州）有限公司董事
2014年4月 理事
2014年4月 経理部長
2018年4月 上席理事
2023年6月 常勤監査役 現在に至る

監査役在任年数

2年

出席状況

取締役会

100% (21回/21回)

監査役会

100% (13回/13回)

監査等委員である取締役候補者とした理由

加島久宜氏は、当社の経理部門の要職および海外子会社における要職を務め、2023年6月から当社の常勤監査役を務めています。これらの豊富な知識・経験・能力および財務・会計に関する専門的知識を当社グループの監査および監督に生かせるものと判断し、候補者としています。

候補者番号 2

い て や よし お
射手矢 好雄

1956年1月9日生 69歳

新任 社外 独立

所有する当社株式の数

0株



監査役在任年数

7年

出席状況

取締役会

100% (21回/21回)

監査役会

100% (13回/13回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月 弁護士登録

1989年4月 ニューヨーク州弁護士登録

1992年1月 森・濱田松本法律事務所パートナー

2004年4月 一橋大学法科大学院特任教授 現在に至る

2018年6月 当社社外監査役 現在に至る

2021年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業パートナー 現在に至る

2024年6月 富士フイルムホールディングス株式会社社外監査役 現在に至る

重要な兼職の状況

アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー

一橋大学法科大学院 特任教授

富士フイルムホールディングス株式会社 社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

射手矢好雄氏は、弁護士としての豊富な経験および専門的知識を有しています。これらを当社グループの監査および監督に反映していただくため、候補者としています。なお、同氏は、直接企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しています。

候補者番号 3

もち づき

望月

ま ゆみ

眞弓

1954年3月10日生 71歳

新任

社外

独立

所有する当社株式の数

0株



監査役在任年数

4年

出席状況

取締役会

100% (21回/21回)

監査役会

100% (13回/13回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年4月 日本ロシュ株式会社（現中外製薬株式会社）入社
1983年4月 北里大学病院薬剤部入職
1997年4月 千葉大学大学院薬学研究科助教授
2000年9月 北里大学薬学部教授
2007年4月 共立薬科大学教授
2008年4月 慶應義塾大学薬学部教授
2009年4月 同大学薬学研究科医療薬学専攻長
2013年7月 同大学薬学部長・研究科委員長
2015年10月 同大学病院薬剤部長
2019年4月 同大学名誉教授 現在に至る
2019年4月 同大学薬学部特任教授
2019年4月 国際医学情報センター顧問 現在に至る
2020年4月 国際医療福祉大学特別顧問
2020年10月 日本学術会議副会長
2021年6月 当社社外監査役 現在に至る

重要な兼職の状況

慶應義塾大学 名誉教授

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

望月眞弓氏は、薬学者としての豊富な経験および専門的知識を有しています。これらを当社グループの監査および監督に反映していただくため、候補者としています。なお、同氏は、直接企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しています。

候補者番号 **4**

みち もり だい し ろう
道盛 大志郎

1956年9月29日生 68歳

新任 **社外** **独立**

所有する当社株式の数

0株



監査役在任年数

3年

出席状況

取締役会

100% (21回/21回)

監査役会

100% (13回/13回)

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月 大蔵省（現財務省）入省
2010年10月 内閣官房内閣審議官（内閣官房国家戦略室）
2012年8月 東京国税局長
2014年7月 国土交通省政策統括官
2016年4月 弁護士登録
2016年4月 TMI総合法律事務所顧問弁護士
2016年4月 株式会社大和総研常務理事
2016年6月 株式会社ワールド社外取締役
2018年4月 株式会社大和総研専務理事
2021年4月 島田法律事務所客員弁護士 現在に至る
2022年4月 株式会社大和総研シニアアドバイザー
2022年6月 当社社外監査役 現在に至る

重要な兼職の状況

島田法律事務所 客員弁護士

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

道盛大志郎氏は、財務省および内閣官房における要職を歴任し、財政政策の立案や推進を通じて培われた財務・会計に関する専門的知識および弁護士としての専門的知識を有しています。これらを当社グループの監査および監督に反映していただくため、候補者としています。なお、同氏は、直接企業経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しています。

-
- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 射手矢好雄氏、望月眞弓氏および道盛大志郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。
3. 当社は、望月眞弓氏および道盛大志郎氏を株式会社東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。また、射手矢好雄氏の選任が承認された場合は、当社は、同氏を同取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
4. 射手矢好雄氏、望月眞弓氏および道盛大志郎氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、射手矢好雄氏は本総会終結の時をもって7年となり、望月眞弓氏は本総会終結の時をもって4年となり、道盛大志郎氏は本総会終結の時をもって3年となります。
5. 当社は、現在、当社の社外監査役である射手矢好雄氏、望月眞弓氏および道盛大志郎氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額としています。なお、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、射手矢好雄氏、望月眞弓氏および道盛大志郎氏の選任が承認された場合は、当社は、各氏との間で同様の内容の契約を締結する予定です。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者は、当社および国内子会社（以下「当社等」）のすべての役員および執行役員等の重要な使用人（以下「役員等」）であり、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約の保険料は当社が全額負担し、被保険者が当社等の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が責任を負う損害賠償金および争訟費用の損害が填補されます。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合等一定の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険期間は1年間となっており、期間満了後は同様の内容で更新する予定です。

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2021年6月24日開催の第201期定時株主総会において、年額7億円以内としてご承認いただき今日に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、当社の事業規模、経済情勢等諸般の事情を考慮して、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額5億円以内とすること、および、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は取締役会の決議によるものとするにつぎ、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

なお、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方針は、事業報告に記載のとおりであり、取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、基本報酬および業績連動型報酬（賞与）で構成し、社外取締役の報酬は、監督機能および独立性確保の観点から基本報酬のみで構成しております。当該方針は、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しております。

本議案は、委員の過半数および委員長を独立社外取締役とする指名報酬委員会の答申を経て取締役会において決定したものであることから、相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役は2名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として効力を生じるものいたします。

第5号議案

監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、当社の事業規模、経済情勢等諸般の事情を考慮して、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を年額1億円以内とすることにつき、ご承認をお願いいたしたいと存じます。

本議案は、委員の過半数および委員長を独立社外取締役とする指名報酬委員会の答申を経て取締役会において決定したものであることから、相当であると判断しております。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は4名（うち社外取締役は3名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力発生を条件として効力を生じるものいたします。

以 上

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当社は、次のいずれの事項にも該当しない者について、独立性が認められる者と判断します。ただし、この独立性判断基準を形式的に充足している場合においても、具体的な状況に鑑み、実質的に独立性がないと判断することは妨げられないものとします。

- (1) 当社を主要な取引先とする者（当社に対して製品またはサービスを提供している者であって、その取引額がその者の直前3事業年度のいずれかの年度における年間連結売上収益または年間連結売上高の2%を超える者をいう。）またはその業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者と同義とする。以下この独立性判断基準において同じ。）
- (2) 当社の主要な取引先（当社が製品またはサービスを提供している取引先であって、当社の直前3事業年度のいずれかの年度における取引額が年間連結売上収益の2%を超える者をいう。）またはその業務執行者
- (3) 当社から役員報酬以外に、その者の直前3事業年度のいずれかの年度において1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（金銭その他の財産を得ている者が法人、組合その他の団体である場合は、当社から1億円以上を得ている団体に所属する者をいう。）
- (4) 当社からその者の直前3事業年度のいずれかの年度において1,000万円以上の寄付または助成を受けている者（寄付または助成を受けた者が法人、組合その他の団体である場合は、当社から1億円以上の寄付または助成を受けている団体に所属する者をいう。）
- (5) 過去10年間に於いて次の①または②に該当していた者
 - ① 当社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立性の判断の対象とする場合にあっては、監査役を含む。）
 - ② 当社の親会社の子会社（当社およびその子会社を除く。以下同じ。）の業務執行者
- (6) 次の①から③までのいずれかに掲げる者（重要な地位にある者（注1）以外を除く。）の近親者（注2）
 - ① 上記（1）から（5）までに掲げる者
 - ② 当社の子会社の業務執行者（社外監査役を独立性の判断の対象とする場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）、当社の親会社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立性の判断の対象とする場合にあっては、監査役を含む。）または当該親会社の子会社の業務執行者
 - ③ 過去3年間に於いて当社またはその子会社の業務執行者（社外監査役を独立性の判断の対象とする場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）であった者

（注1）重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役員および部門長ならびに監査法人または会計事務所に所属する公認会計士、法律事務所に所属する弁護士その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

（注2）近親者とは、配偶者および二親等内の親族をいう。

(ご参考)

第1号議案、第2号議案および第3号議案を原案どおりご承認いただいた場合、取締役のスキルマトリックスは、下表のとおりとなります。※1

氏名／役位		国内外の 企業経営・ 組織運営 ※2	異業種 ※3	新規事業の 創出・育 成／ビジネ スディベロ ップメント ※4	デジタル技 術・デー タ活用 ※5	ヘルスケア産業			財務・ 会計・ 税務	法律・コン プライア ンス・リス クマネジ メント	主な経歴・専門性等
						医学・ 薬学・ 行政	研究 開発	企画・ マーケ ティング 等			
木村 徹	代表取締役社長	○					○				事業戦略、経理、再生・細胞 医薬事業、研究部門の責任者
酒井 基行	代表取締役	○	○						○		企業経営者
中川 勉	取締役	○					○	○			研究・経営企画部門の要職、 海外子会社の要職
新沼 宏	取締役	○	○							○	企業経営者
碓井 稔	社外取締役	○	○	○	○						企業経営者
藤本 康二	社外取締役					○					経済産業省・内閣官房の要職
加島 久宣	取締役 監査等委員	○						○	○		経理部門の要職、海外子会社 の要職
射手矢好雄	社外取締役 監査等委員									○	弁護士
望月 眞弓	社外取締役 監査等委員					○					薬学者
道盛大志郎	社外取締役 監査等委員								○	○	財務省・内閣官房の要職、弁 護士

※1 社内取締役については、各人がこれまでの経歴等によって培った知識・経験・能力を○で示し、社外取締役については、各人の専門性や経歴等を踏まえて期待する知識・経験・能力を○で示しています。各役員に表示する○は、最大4つまでとしており、各役員が有するすべての知識・経験・能力を表したものではありません。

※2 国内外の企業経営・組織運営の責任者としての豊富な知識・経験・能力として、ガバナンス、サステナビリティ、事業戦略、グローバル事業運営などを含む総合的な知識・経験・能力を備えることが必要と考えています。

※3 ヘルスケア産業とは異なる視座を持つため、異業種の豊富な知識・経験・能力を備えることが必要と考えています。

※4 新規事業の展開に寄与するため、新規事業の創出・育成またはビジネスディベロップメントに関する豊富な知識・経験・能力を備えることが必要と考えています。

※5 デジタル技術やデータ活用による新たな価値の創造に寄与するため、これらに関する豊富な知識・経験・能力を備えることが必要と考えています。

事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過およびその成果

当期の世界経済は、中国など一部の地域で足踏みが見られましたが、米国では個人消費の増加を背景に景気は堅調に推移し、総じて持ち直しが見られました。一方、地政学リスクや金融市場の不確実性の高まり、米国の関税措置の動向などによる先行きの不透明感が継続しました。わが国経済については、緩やかな回復基調を維持しつつも、内需の弱さが懸念される状況が続きました。

医薬品業界では、医療費抑制の取組と並行してデジタル技術の活用や薬価制度改革などによる事業環境の改善は見られたものの、新薬開発の難化、研究開発費の高騰などを背景に事業の選択と集中が進みました。

当社グループは、ピーク時の売上が2,000億円を超えていた非定型抗精神病薬「ラツダ」の米国での独占販売期間が2023年に終了したことによる売上収益の減少と、北米における進行性前立腺がん治療剤「オルゴビクス」、子宮筋腫・子宮内膜症治療剤「マイフェンブリー」および過活動膀胱治療剤「ジェムテサ」（以下「基幹3製品」）の売上収益の伸びが想定を下回ったことにより、前期に多額の損失を計上し非常に厳しい状況に置かれています。

このような状況のもと、当社グループは、基幹3製品をはじめとした既存製品の事業拡大を図るとともにグループ全体で抜本的構造改革を断行することによって、早期の業績回復と再成長を目指して事業活動を進めてまいりました。

日本においては、精神神経領域では、パーキンソン病治療剤「トレリーフ」の独占販売期間が2024年6月に終了しましたが、「ラツダ」および非定型抗精神病薬「ロナセンテープ」を中心に情報提供活動に注力しました。また、ヤンセンファーマ株式会社と持効性抗精神病剤「ゼプリオン」および「ゼプリオンTRI」の販売提携を行い、2025年2月より共同プロモーション活動を開始しました。糖尿病領域では、2型糖尿病治療剤「ツイミーグ」、「エクア」（2024年12月に独占販売期間終了）および「エクメット」の販売に引き続き注力しました。

北米においては、基幹3製品および小児先天性無胸腺症向け培養ヒト胸腺組織「リサイミック」の販売拡大に注力しました。また、「マイフェンブリー」については、2024年12月にPfizer Inc.（以下「Pfizer社」）との共同開発・共同販売を終了し、自社単独による事業に移行しました。

アジアにおいては、主力製品であるカルバペネム系抗生物質製剤「メロペン」の販売に引き続き注力しました。

抜本的構造改革については、前期に北米グループ会社の再編を実施したことに続き、国内事業における黒字体質確立に向けて、当社従業員を対象とした早期退職者の募集を行いました。

また、再生・細胞医薬事業において、同事業の推進および研究開発を担う株式会社 RACTHERA（以下「RACTHERA」）ならびに製法開発や製造を受託するS-RACMO株式会社（以下「S-RACMO」）の2社について、当社が保有する株式の一部を親会社である住友化学株式会社（以下「住友化学」）に譲渡しました。住友化学グループにおけるシナジーを最大化することにより、同事業の早期育成およびグローバル展開の加速に努めてまいります。

これらに加え、2024年5月にフロンティア事業を新設子会社であるFrontAct株式会社に承継させ、2025年3月に同社の全株式をサワイグループホールディングス株式会社に譲渡するための契約を締結しました。

これらの事業活動により業績改善に取り組むとともに、既存の借入金について、Roivant Sciences Ltd.（以下「Roivant社」）株式の売却資金を返済に充当したうえで、新たなシンジケートローン契約締結によるリファイナンスを行い、財務基盤の強化を図りました。

なお、注力領域に経営資源を集中し、当社の持続的な成長につなげることを目指して、当社の子会社である住友制薬投資（中国）有限公司およびSumitomo Pharma Asia Pacific Pte. Ltd.ならびにそれらの子会社を通じて運営するアジア事業を丸紅グローバルファーマ株式会社に譲渡する旨の契約を2025年4月に締結しました。

当期の当社グループの連結業績（IFRS）は、以下のとおりです。

	当 期	前 期	増 減	増減率
売上収益	3,988億円	3,146億円	843億円	26.8%
コア営業利益	432億円	△1,330億円	1,761億円	—%
営業利益	288億円	△3,549億円	3,837億円	—%
税引前当期利益	176億円	△3,231億円	3,407億円	—%
当期利益	236億円	△3,149億円	3,386億円	—%
親会社の所有者に 帰属する当期利益	236億円	△3,150億円	3,386億円	—%

（注）1. 当社グループは、連結財務諸表の作成において国際会計基準（IFRS）を適用しています。

2. コア営業利益は、営業利益から一部の項目を除外したものととなります。除外する主なものは、減損損失、事業構造改善費用、条件付対価公正価値の変動額等です。

■ **売上収益は、3,988億円（前期比26.8%増）となりました。**

北米において基幹3製品の売上が拡大したことに加え、「マイフェンブリー」の自社単独による事業への移行に伴い、契約一時金等に係る繰延収益について売上収益として一括計上したことや期中の平均為替レートが円安となったことによる為替換算の影響等により増収となりました。

■ **コア営業損益は、432億円の利益（前期は1,330億円の損失）となりました。**

売上収益の増加に加え、北米グループ会社の再編等による事業構造改善効果の発現や研究開発投資の選択と集中による削減等、グループをあげて合理化を進めたことにより、販売費及び一般管理費ならびに研究開発費が大きく減少しました。また、RACTHERAの株式の一部を譲渡したこと等に伴う収益を計上したことから、コア営業損益は大幅に改善し、黒字化を達成しました。

■ **営業損益は、288億円の利益（前期は3,549億円の損失）となりました。**

コア営業損益の改善に加え、減損損失や事業構造改善費用が減少したこと等により、営業損益は大幅に改善しました。

■ **税引前当期損益は、176億円の利益（前期は3,231億円の損失）となりました。**

為替が円高に振れたため為替差損を計上したこと等により金融収益と金融費用をあわせた金融損益は減益となりましたが、営業損益が大きく改善したことから、税引前当期損益は大幅に改善しました。

■ **当期損益は、236億円の利益（前期は3,149億円の損失）となりました。**

税引前当期損益が改善したことにより、当期損益は大幅に改善しました。

■ **親会社の所有者に帰属する当期損益は、236億円の利益（前期は3,150億円の損失）となりました。**

非支配持分に帰属する利益を控除した親会社の所有者に帰属する当期損益は大幅に改善し、黒字化を達成しました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

なお、「コアセグメント利益」は、「コア営業利益」から、グローバルに管理しているため各セグメントに配分できない研究開発費、事業譲渡損益などを除外したセグメント別の利益となります。

1. 日本

■ 売上収益は、998億円（前期比12.9%減）となりました。

「ツイミグ」や「ラツード」、オーソライズド・ジェネリック品などの売上が伸長しましたが、「トレリーフ」および「エクア」の独占販売期間が終了したこと等による売上減少に加え、薬価改定の影響により、減収となりました。

■ コアセグメント損益は、114億円の利益（前期比14.6%減）となりました。

コスト削減により販売費及び一般管理費は減少しましたが、減収による売上総利益の減少の影響が大きく、減益となりました。



売上収益
構成比
25.0%

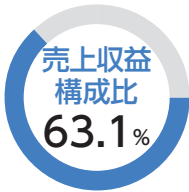
2. 北米

■ 売上収益は、2,518億円（前期比58.3%増）となりました。

基幹3製品および抗てんかん剤「アプティオム」の売上が伸長したことに加え、「マイフェンブリー」の自社単独による事業への移行に伴い、契約一時金等に係る繰延収益について売上収益として一括計上したことや為替換算の影響により、増収となりました。

■ コアセグメント損益は、426億円の利益（前期は802億円の損失）となりました。

増収による売上総利益の増加に加え、北米グループ会社の再編等に伴う事業構造改善効果等による販売費及び一般管理費の減少が大きく寄与し、コアセグメント利益となりました。



売上収益
構成比
63.1%

3. アジア

■ 売上収益は、472億円（前期比15.5%増）となりました。

中国において、「メロペン」の売上が増加したこと等により、増収となりました。

■ コアセグメント損益は、239億円の利益（前期比30.0%増）となりました。

増収による売上総利益の増加により、増益となりました。



売上収益
構成比
11.8%

研究開発の状況は、次のとおりです。

次世代の成長の種を確保し、継続的な研究開発を進めると同時に、研究開発費用を圧縮するため、開発プログラムの選択と集中を行い、上市に近いがん領域の2品目および再生・細胞医薬に注力しました。また、遂行能力の向上を目指し、2024年12月にリサーチディビジョン、開発本部および技術研究本部を統合してR&D本部を発足させました。

当期における主な開発の進捗状況は、次のとおりです。

① 精神神経領域

i. 他家IPS細胞由来ドパミン神経前駆細胞（開発コード：CT1-DAP001／DSP-1083）

日本において、京都大学医学部附属病院が非凍結細胞（CT1-DAP001）を用いて実施した医師主導治験のデータを基に、2025年度のパーキンソン病を適応症とした承認申請に向けた準備を進めました。

米国において、カリフォルニア大学サンディエゴ校が非凍結細胞（CT1-DAP001）を用いたパーキンソン病治療に関するフェーズ1／2試験（医師主導治験）を推進しました。

また、米国において、凍結細胞（DSP-1083）を用いたパーキンソン病治療に関するフェーズ1／2試験（企業治験）を推進しました。

ii. 他家IPS細胞由来網膜色素上皮細胞（開発コード：HLCR011）

日本において、網膜色素上皮裂孔を対象としたフェーズ1／2試験を推進しました。

iii. 他家IPS細胞由来網膜シート（立体網膜）（開発コード：DSP-3077）

米国において、網膜色素変性治療に関するフェーズ1／2試験を開始しました。

② がん領域

i. enzomenib（開発コード：DSP-5336）

米国および日本において、急性白血病を対象としたフェーズ1／2試験を推進しました。

ii. nuvisertib（開発コード：TP-3654）

米国および日本において、骨髄線維症を対象としたフェーズ1／2試験を推進しました。

iii. SMP-3124

米国および日本において、固形がんを対象としたフェーズ1／2試験を開始しました。

③ その他領域

i. 「オブジェムサ」(一般名：ビベグロン)

欧州において、提携先が過活動膀胱を適応症とした承認を2024年6月に取得しました。

ii. 「ジェムテサ」(一般名：ビベグロン)

米国において、前立腺肥大症を伴う過活動膀胱に対する適応追加承認を2024年12月に取得しました。

中国において、過活動膀胱を対象としたフェーズ3試験を実施していましたが、期待した結果が得られなかったため、当社における開発を中止しました。

iii. ユニバーサルインフルエンザワクチン(開発コード: fH1/DSP-0546LP)

ベルギーにおいて、当社が開発したTLR7アジュバント(免疫強化剤)を添加して作製した新規のユニバーサルインフルエンザワクチンのフェーズ1試験を開始しました。

このような研究開発活動の結果、当期の研究開発費の総額は、499億円(前期比55.7%減)となりました。なお、当該金額は、当期に計上した事業構造改善費用14億円を含んでいることから、これを除いたコアベースの研究開発費は、485億円(前期比46.7%減)となりました。また、当社グループは、研究開発費をグローバルに管理しているため、セグメントに配分していません。

(ご参考)

■ 開発状況

2025年5月13日現在

領域	一般名/コード名	作用機序等	予定適応症	地域	開発段階
精神神経	DSP-0038	セロトニン 5-HT _{2A} 受容体アンタゴニスト、5-HT _{1A} 受容体アゴニスト	アルツハイマー病に伴う精神病症状	米国	フェーズ1
	DSP-0187	選択的オレキシン 2 受容体アゴニスト	ナルコレプシー	日本	フェーズ1
	DSP-3456	代謝型グルタミン酸受容体 2/3 ネガティブアロステリックモジュレーター	治療抵抗性うつ	米国	フェーズ1
	DSP-0378	γ-アミノ酪酸 (GABA) A 受容体ポジティブアロステリックモジュレーター	進行性ミオクローヌスてんかん 発達性てんかん性脳症	日本	フェーズ1
	DSP-2342	セロトニン 5-HT _{2A} 、5-HT ₇ 受容体アンタゴニスト	未定	米国	フェーズ1
	CT1-DAP001/DSP-1083	他家IPS細胞由来ドパミン神経前駆細胞	パーキンソン病 (医師主導治験)	日本	申請準備中
	CT1-DAP001/DSP-1083	他家IPS細胞由来ドパミン神経前駆細胞	パーキンソン病 (医師主導治験・企業治験)	米国	フェーズ1/2
	HLCR011	他家IPS細胞由来網膜色素上皮細胞	網膜色素上皮裂孔	日本	フェーズ1/2
	DSP-3077	他家IPS細胞由来網膜シート	網膜色素変性	米国	フェーズ1/2
がん	enzomenib/DSP-5336	メニン-MLL結合阻害	急性骨髄性白血病	米国・日本	フェーズ2
	nuvisertib/TP-3654	PIM1キナーゼ阻害	骨髄線維症	米国・日本	フェーズ1/2
	DSP-0390	EBP阻害	膠芽腫	米国・日本	フェーズ1
	SMP-3124	CHK1阻害	固形がん	米国・日本	フェーズ1/2
その他	KSP-1007	β-ラクタマーゼ阻害	複雑性尿路・腹腔内感染症、 院内肺炎	米国・日本	フェーズ1
	fH1/DSP-0546LP	アジュバント添加スプリットワクチン	インフルエンザ予防	欧州	フェーズ1

（２）企業集団の設備投資の状況

当期において実施した当社グループの設備投資の総額は121億円であり、その主なものは、米国における細胞製品製造施設建設への投資等です。

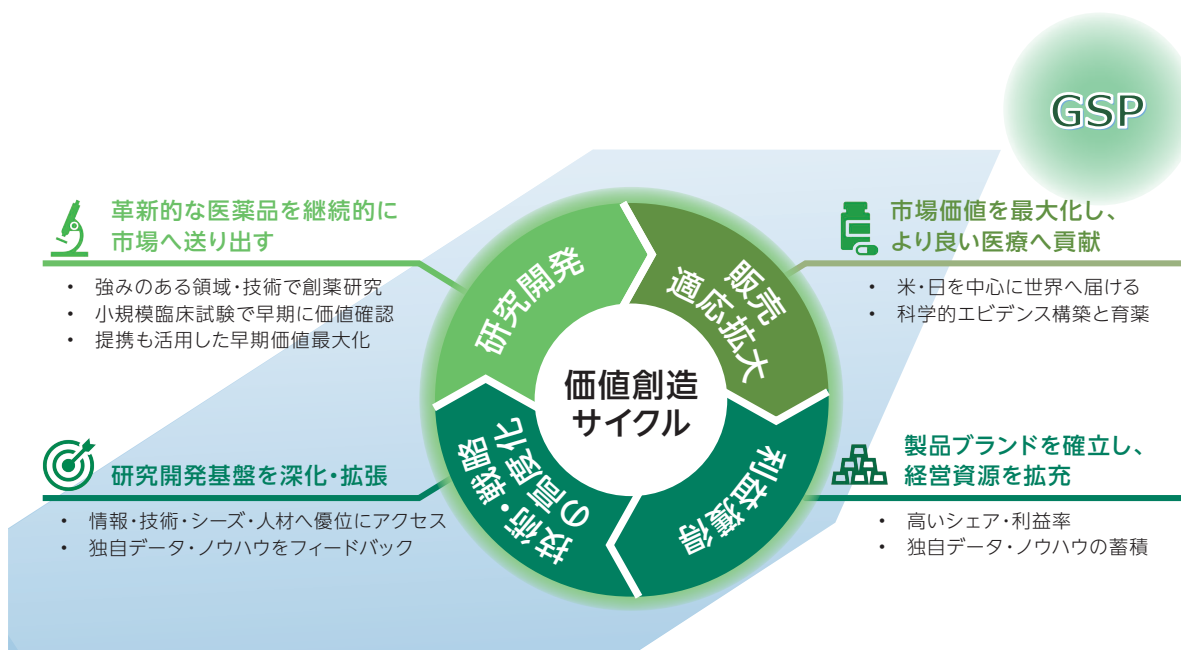
（３）企業集団の資金調達の状況

当期において、2023年3月に実施したMyovant Sciences Ltd.の完全子会社化に係るブリッジローンおよび2019年12月に実施したRoivant社との戦略的提携に伴う既存借入金等の借入契約総額3,310億円について、Roivant社株式売却資金980億円を返済に充当したうえで、新たにタームローンおよびコミットメントラインから構成される総額2,330億円のシンジケートローン契約を締結しました。この契約に基づき、当期は、1,819億円の資金調達を実施しました。

（４）企業集団の対処すべき課題

当社は、2023年度において多額の損失を計上し、厳しい経営状況に陥りました。この状況に対し、2024年度は、大幅な人員削減を含むグループをあげた抜本的構造改革を断行しました。事業面では、再生・細胞医薬事業の再編を行うことで住友化学、RACTHERAおよびS-RACMOとの連携体制を構築したことに加え、選択と集中の一環として、アジア事業およびフロンティア事業を再編しました。これらの取組の結果、必達目標として掲げたコア営業利益および最終損益の黒字化を達成しました。また、既存借入金のリファイナンスを行うことで財務環境の安定化を図りました。しかしながら、2024年度の業績には一過性の収益が含まれており、実態としては依然厳しい経営状況が続いています。当社は今後、大規模な構造改革後の新しい組織体制のもと、効率的な組織運営を行い、研究開発の成功確度向上に取り組んでまいります。これにより、研究開発型ファーマとしての「価値創造サイクル」を循環させることで「力強い会社」へと再始動し、改めてグローバル・スペシャライズド・プレイヤー（GSP）の地位確立を目指してまいります。その目標に向かい全社一丸となって取り組むべく、2025年5月に、2027年度までの活動計画である「Reboot 2027 ～力強い住友ファーマへの再始動～」を発表しました。

【価値創造サイクル】



(注) 当社は、特定の領域・技術において「価値創造サイクル」を力強く循環させ、継続的にイノベーションを創出・社会実装します。これにより、人々の健康で豊かな生活に貢献しグローバルに「住友ファーマ」ブランドを確立することでGSPの地位確立を目指します。

【2025年度活動方針】

当社グループは、再成長への道筋を定めるうえで、2025年度を研究開発型ファーマとしての真価を示す年と位置付け、以下の方針に従って事業を運営してまいります。

① 売上収益の拡大

北米においては、引き続き基幹3製品の早期価値最大化に最注力してまいります。「オルゴビクス」については、強い成長トレンドを維持し、本剤の進行性前立腺がん治療におけるアンドロゲン除去療法の標準治療薬としての位置付け獲得を目指します。また、薬剤給付制度の変更により2025年1月から患者自己負担額の上限が引き下げられたことを周知徹底するなどのプロモーション活動を行うことで、さらなるシェアの拡大に努めてまいります。「マイフェンブリー」については、2024年12月末をもってPfizer社との共同開発・共同販売を終了しましたが、引き続きプロモーション活動に注力し、子宮内膜症におけるシェア拡大を推進するとともに患者さんおよび医療関係者への認知度向上を通じて、経口GnRH（ゴナドトロピン放出ホルモン）市場の拡大および同市場内での製品シェア拡大に注力してまいります。「ジェムテサ」については、競合品に対するジェネリック参入による販売量の減少が見込まれますが、2024年度に前立腺肥大症を伴う過活動膀胱に対する適応追加承認を取得したことを契機とし、さらなる販売拡大に取り組んでまいります。

日本においては、2025年度に「エクメット」の独占販売期間が終了する一方、2025年2月からヤンセンファーマとの「ゼプリオン」および「ゼプリオンTRI」の販売提携を開始しました。「ラツード」および「ツイミグ」とともに注力製品の価値最大化を図ってまいります。

② 将来の成長シーズの確保

2025年度も徹底的なコスト管理を継続し、がん領域のenzomenibおよびnuvisertibに資源を集中させるとともに、他社との提携機会を追求することにより、両剤の開発を最優先で推進し早期の承認取得と価値最大化を目指します。enzomenibについては、急性骨髄性白血病の単剤療法の承認申請に向けたフェーズ2試験および併用療法のフェーズ1／2試験を引き続き推進してまいります。nuvisertibについては、骨髄線維症を対象とした単剤療法および併用療法のフェーズ1／2試験を引き続き推進いたします。なお、「Reboot 2027」の期間において、enzomenibは日本および米国での承認取得・上市を目指し、nuvisertibは両国での承認申請を目指します。

精神神経領域では、RACTHERAと連携し、世界初のiPS細胞由来製品の実用化とゲームチェンジャーとなる治療の実現に向け、日本においては他家iPS細胞由来ドーパミン神経前駆細胞のパーキンソン病を適応症とした条件および期限付き承認取得を目指し、米国においてもフェーズ1／2試験を着実に推進してまいります。また、他家iPS細胞由来網膜色素上皮細胞については、網膜色素上皮裂孔を対象とした日本でのフェーズ1／2試験を、他家iPS細胞由来網膜シートについては、網膜色素変性治療に関する米国でのフェーズ1／2試験を着実に推進してまいります。特長ある低分子の初期臨床開発品目群については、2030年代のグループ収益を支える優先品目を選抜し、次のフェーズへの移行に向けた取組を推進してまいります。

その他領域では、ユニバーサルインフルエンザワクチンについて、ベルギーでのフェーズ1試験の中間解析を実施し、KSP-1007については、アジア地域への展開を見据えた日本および中国でのフェーズ1試験を継続し、開発を着実に推進してまいります。なお、ユニバーサルインフルエンザワクチンおよびKSP-1007の研究開発は、日本医療研究開発機構（AMED）からの委託研究開発費を活用しています。

当社グループは、今後も全社一丸となって事業活動を推進し、患者さん、ご家族および介護者の皆さんへも貢献できる新しい価値を一日も早く提供するために、スピード感をもって取り組んでまいります。

【継続企業の前提に関する重要事象の解消について】

当社グループは、前期において、多額の親会社の所有者に帰属する当期損失を計上し、シンジケートローン契約に付されている財務制限条項への抵触による期限の利益の喪失事由に該当しました。

この状況に対し、基幹3製品をはじめとした既存製品の事業拡大を図るとともに、グループ全体での抜本的構造改革を断行することにより、当期において親会社の所有者に帰属する当期利益を計上しました。

また、当該シンジケートローン契約については、新たなシンジケートローン契約の締結により財務制限条項への抵触を解消するとともに、当面の安定的な資金を確保しました。

以上により、当期末において継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況は解消したものと判断しています。

(5) 財産および損益の状況

企業集団の財産および損益の状況

区 分	IFRS			
	2021年度 (2022年3月期)	2022年度 (2023年3月期)	2023年度 (2024年3月期)	2024年度 (2025年3月期) (当期)
売上収益 (百万円)	560,035	555,544	314,558	398,832
営業利益 (百万円)	60,234	△76,979	△354,859	28,804
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (百万円)	56,413	△74,512	△314,969	23,634
基本的1株当たり当期利益	141円99銭	△187円55銭	△792円79銭	59円49銭
資産合計 (百万円)	1,308,007	1,134,742	907,506	742,604
資本合計 (百万円)	673,569	406,782	156,136	169,479

(注) 百万円未満を四捨五入して表示しています。

(ご参考)

当社は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」において、政策保有株式に関する方針を次のように定めています。

- ・当社は、持続的な成長に向けて、企業提携、重要な取引先との取引関係の構築・維持その他事業上の必要性のある場合を除き、他社の株式を保有しません。
- ・当社は、個別の政策保有株式について、その保有目的の合理性および経済的な合理性を取締役会において毎年確認し、保有の合理性が認められない場合は縮減または売却を進めます。
- ・当社は、政策保有株式の議決権行使に関して、政策保有株式の発行会社の企業価値の向上、ひいては当社の企業価値の向上に資する提案であるか否かの観点から議案を検討し、適切に対応します。

当社は、この方針に基づき、毎年取締役会において、当社が保有する個別の政策保有株式についての保有継続の合理性を確認しています。その結果、2015年6月時点において当社が保有する上場株式の銘柄数は39銘柄でしたが、その後売却を進め、前期末における保有銘柄数は12銘柄であったところ、当期末における保有銘柄数は6銘柄となっています。

(6) 企業集団の主要な事業内容

医薬品等の製造、加工、売買および輸出入

(7) 企業集団の主要な営業所および工場等

区 分	名 称	所在地	名 称	所在地	名 称	所在地
	大 阪 本 社	大 阪 市	東 京 本 社	東京都中央区		
営業所	北海道東北支店	仙 台 市	関東甲信越支店	さいたま市	首 都 圏 支 店	東京都中央区
	東海北陸支店	名 古 屋 市	関 西 支 店	大 阪 市	中国四国支店	広 島 市
	九 州 支 店	福 岡 市				
工 場	鈴 鹿 工 場	三重県鈴鹿市	大 分 工 場	大分県大分市		
研究所	総 合 研 究 所	大阪府吹田市	大 阪 研 究 所	大 阪 市		

- (注) 1. 主要な子会社等については、後記「重要な子会社等の状況」に記載のとおりです。
2. 2024年12月1日付けで12支店を7支店に再編しました。
3. 再生・細胞医薬神戸センターは、2025年2月1日付けで株式会社RACTHERAの神戸リサーチセンターとなりました。

(8) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減
3,832名	△1,148名

- (注) 1. 使用人数は就業人員数の合計であり、出向受入者を含み、出向者を除いて表示しています。
2. 使用人数の減少は、主に当社における使用人数の減少によるものです。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,799名	△1,109名	43.7歳	18.4年

- (注) 1. 使用人数は就業人員数であり、出向受入者104名を含み、他社への出向者276名を除いて表示しています。
2. 平均年齢および平均勤続年数は、出向受入者を除いて算出しています。
3. 使用人数の減少は、主に早期退職者募集の実施および株式会社RACTHERAへの再生・細胞医薬事業（製造プラントに関する事業を除く。）の吸収分割によるものです。

(9) 重要な親会社および子会社等の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は、住友化学株式会社であり、当社の普通株式を205,634千株（出資比率51.68%）所有しています。当社と同社の間では、医薬品の製造・研究に係る一部の施設の賃貸借とこれらの施設に付随する業務委受託の関係、原材料の購入取引、再生・細胞医薬事業に関する合併会社の共同運営および同社からの債務被保証があります。

② 親会社との間の取引に関する事項

当社と住友化学株式会社との間の取引のうち、当期に係る個別注記表において注記を要するものは、同社からの債務被保証です。

i. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当該取引については、市場金利や一般的な取引条件をもとに合理的な条件を決定するなど、当社の利益を害さないよう留意しています。

ii. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断およびその理由

当該取引条件は、合理的なものであり、当社の利益を害するものではないと判断しています。

iii. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社等の状況

	名 称	所在地	出資比率	主要な事業内容
国内	子会社 住友ファーマプロモ株式会社	大阪府吹田市	100%	医療用医薬品等の製造および販売
	関連会社 株式会社RACTHERA	東京都中央区	33.4	再生医療等製品等の研究開発
	S-RACMO株式会社	大阪府吹田市	33.4	再生医療等製品等の製法開発、製造等の受託
海外	子会社 Sumitomo Pharma America, Inc.	米国	100	医療用医薬品の製造および販売
	Sumitomo Pharma Switzerland GmbH	スイス	100	知的財産権の保有および医療用医薬品の製造管理
	住友制薬投資（中国）有限公司	中国	100	持株会社 中国における子会社の管理および一般管理業務のシェアードサービス
	住友制薬（蘇州）有限公司	中国	100 (100)	医療用医薬品の製造および販売

- (注) 1. 出資比率の（ ）内は、間接所有割合（%）を内数で示しています。
2. 株式会社RACTHERAは、2025年2月1日付けで吸収分割（簡易分割）により当社の再生・細胞医薬事業（製造プラントに関する事業を除く。）を承継したことに伴い、当期から重要な関連会社として記載しています。
3. S-RACMO株式会社は、2025年2月1日付けで吸収分割（簡易分割）により当社の再生・細胞医薬事業（製造プラントに関する事業）を承継したことに伴い、当期から重要な関連会社として記載しています。
4. Sumitomo Pharma UK Holdings, Ltd.は、当期中に行った米国および欧州の子会社の再編に伴い、重要な子会社から除外しています。
5. Sumitomo Pharma America, Inc.およびSumitomo Pharma Switzerland GmbHは、当期中に行った米国および欧州の子会社の再編に伴い、直接所有の子会社となりました。

(10) 主要な借入先および借入額

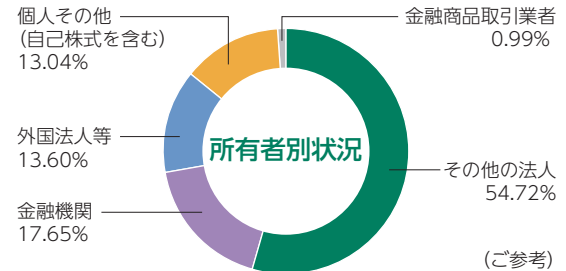
借 入 先	借入残高
株式会社三井住友銀行	70,276 ^{百万円}
三井住友信託銀行株式会社	34,496
農 林 中 央 金 庫	15,680
株式会社みずほ銀行	11,760
株式会社三菱UFJ銀行	11,760
株式会社百十四銀行	11,760

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 1,500,000,000株

(2) 発行済株式の総数 397,900,154株
(自己株式610,242株を含む。)

(3) 当期末の株主数 44,871名



(4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
住友化学株式会社	205,634千株	51.76%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	33,887	8.53
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	12,534	3.15
日本生命保険相互会社	7,581	1.91
株式会社SMBC信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	7,000	1.76
稲畑産業株式会社	5,800	1.46
住友生命保険相互会社	5,776	1.45
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	3,136	0.79
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,987	0.75
MORGAN STANLEY & CO. LLC	2,906	0.73

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しています。
2. 持株比率は、自己株式 (610,242株) を控除して計算しています。
3. 株式会社SMBC信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口) 7,000千株は、株式会社三井住友銀行が保有していた当社株式を退職給付信託に拠出したものです。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当、主な職業および重要な兼職の状況
代表取締役社長	木 村 徹	株式会社RACTHERA 取締役会長 S-RACMO株式会社 取締役会長 公益財団法人てんかん治療研究振興財団 理事長
代 表 取 締 役	酒 井 基 行	副社長執行役員 経営企画、経理、法務・コンプライアンス、知的財産、人事、 渉外、コーポレートガバナンス、ＩＴ＆データアナリティクス統括
取 締 役	中 川 勉	執行役員 北米事業担当 Sumitomo Pharma America, Inc. Chair, President and CEO Sumitomo Pharma Switzerland GmbH Chair and Managing Director
取 締 役	新 沼 宏	住友化学株式会社 取締役 兼 副社長執行役員
社 外 取 締 役	新 井 佐恵子	白鷗大学経営学部 特任教授 有限会社アキュレイ 代表 ＹＫＫ株式会社 社外監査役 花王株式会社 社外監査役 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF） 契約監視委員会委員
社 外 取 締 役	遠 藤 信 博	株式会社日本取引所グループ 社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社日清製粉グループ本社 社外取締役 キッコーマン株式会社 社外取締役
社 外 取 締 役	碓 井 稔	株式会社ＩＨＩ 社外取締役
社 外 取 締 役	藤 本 康 二	東京科学大学 特任教授、医療イノベーション機構機構長付／シニアURA

地 位	氏 名	担当、主な職業および重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	沓 内 敬	
常 勤 監 査 役	加 島 久 宜	
社 外 監 査 役	射手矢 好 雄	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー 一橋大学法科大学院 特任教授 富士フイルムホールディングス株式会社 社外監査役
社 外 監 査 役	望 月 眞 弓	慶應義塾大学 名誉教授
社 外 監 査 役	道 盛 大志郎	島田法律事務所 客員弁護士

- (注) 1. 取締役 酒井基行、中川勉および新沼宏は、2024年6月25日開催の第204期定時株主総会において、新たに選任され就任しました。
2. 取締役 新井佐恵子、遠藤信博、碓井稔および藤本康二は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
3. 監査役 射手矢好雄、望月眞弓および道盛大志郎は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
4. 監査役 加島久宜は、当社の経理部門の要職を務めるなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。また、監査役 道盛大志郎は、財務省の要職および東京国税局長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものです。
5. 当社は、取締役 新井佐恵子、遠藤信博、碓井稔および藤本康二ならびに監査役 望月眞弓および道盛大志郎を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しています。
6. 2025年4月1日付けで、取締役の地位、担当、主な職業および重要な兼職の状況について次のように変更がありました。

地 位	氏 名	担当、主な職業および重要な兼職の状況
代表取締役社長	木 村 徹	Sumitomo Pharma America, Inc. Director 株式会社RACTHERA 取締役会長 S-RACMO株式会社 取締役会長 公益財団法人てんかん治療研究振興財団 理事長
代 表 取 締 役	酒 井 基 行	副社長執行役員 経営企画、経理統括、渉外、コーポレートガバナンス、IT & データアナリティクス担当 Sumitomo Pharma America, Inc. Director
取 締 役	中 川 勉	常務執行役員 北米事業担当 Sumitomo Pharma America, Inc. Chair, President and CEO Sumitomo Pharma Switzerland GmbH Chair and Managing Director

(2) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

各社外役員の重要な兼職先と当社との間に重要な取引関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	新井 佐恵子	当期開催の取締役会21回のすべてに出席し、主に企業経営者としての豊富な経験に基づき、また、公認会計士としての専門的見地から発言を行っています。また、当期開催の指名報酬委員会10回のすべてに出席し、独立した客観的な立場から発言を行っており、当期開催のグループ会社間取引利益相反監督委員会5回のすべてに出席し、少数株主の利益保護の観点から発言を行っています。
	遠 藤 信 博	当期開催の取締役会21回のうち18回に出席し、主に企業経営者としての豊富な経験と広い見識に基づき発言を行っています。また、当期開催の指名報酬委員会10回のうち9回に出席し、独立した客観的な立場から発言を行っており、当期開催のグループ会社間取引利益相反監督委員会5回のすべてに出席し、少数株主の利益保護の観点から発言を行っています。
	碓 井 稔	当期開催の取締役会21回のすべてに出席し、主に企業経営者としての豊富な経験と広い見識に基づき発言を行っています。また、当期開催の指名報酬委員会10回のすべてに出席し、独立した客観的な立場から発言を行っており、当期開催のグループ会社間取引利益相反監督委員会5回のすべてに出席し、少数株主の利益保護の観点から発言を行っています。
	藤 本 康 二	当期開催の取締役会21回のすべてに出席し、主に行政機関でのヘルスケア分野に関する豊富な経験と広い見識に基づき発言を行っています。また、当期開催の指名報酬委員会10回のすべてに出席し、独立した客観的な立場から発言を行っており、当期開催のグループ会社間取引利益相反監督委員会5回のすべてに出席し、少数株主の利益保護の観点から発言を行っています。
社外監査役	射手矢 好雄	当期開催の取締役会21回および監査役会13回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っています。
	望 月 眞 弓	当期開催の取締役会21回および監査役会13回のすべてに出席し、主に薬学者としての専門的見地から発言を行っています。
	道盛 大志郎	当期開催の取締役会21回および監査役会13回のすべてに出席し、主に財務および会計の専門家ならびに弁護士としての専門的見地から発言を行っています。

(3) 取締役および監査役に対する報酬等の額

① 報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額	報酬等の額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動型報酬 (賞与)	その他の報酬	
取締役（社外取締役を除く。）	126 百万円	126 百万円	— 百万円	— 百万円	8 名
監査役（社外監査役を除く。）	50	50	—	—	2
社外取締役および社外監査役	98	88	—	10	7

- (注) 1. 2021年6月24日開催の第201期定時株主総会の決議による取締役の報酬等の額は、年額7億円以内であり、当該決議における取締役の員数は9名です。
2. 2005年6月29日開催の第185期定時株主総会の決議による監査役の報酬等の額は、年額1億円以内であり、当該決議における監査役の員数は4名です。
3. 取締役12名の報酬等の総額は186百万円、監査役5名の報酬等の総額は88百万円です。
4. 取締役（社外取締役を除く。）には、2024年6月25日開催の第204期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名を含んでいます。
5. 取締役（社外取締役を除く。）の基本報酬について、厳しい経営状況を踏まえ、2024年4月から2025年3月までの間、代表取締役社長は30%減額し、その他の取締役は20%（2024年4月については10%）減額しました。また、2025年4月から6月までの間、代表取締役社長は30%減額し、その他の取締役は20%減額しています。なお、2025年7月から2026年6月までの間、代表取締役社長は10%減額します。
6. 取締役（社外取締役を除く。）の業績連動型報酬（賞与）について、厳しい経営状況を踏まえ、当期の業績に基づく当該報酬は支給しません。
7. 社外取締役および社外監査役のその他の報酬は、任意の委員会の委員としての活動に対する報酬額を記載しています。

② 取締役の報酬等の決定に関する方針等

当社は、取締役および監査役の候補者の指名、取締役の報酬の決定などにかかる取締役会の機能の客観性・独立性を強化する観点から、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しています。また、取締役報酬制度として、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方針を次のとおり定めており、当該方針は、指名報酬委員会が取締役会の諮問に基づき審議を行い、その答申を得たうえ、取締役会が決定しています。

i. 報酬等の体系

取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、基本報酬と業績連動型報酬（賞与）で構成し、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に向けたインセンティブとなるよう設定しています。また、基本報酬の一部は、当社株式の取得を目的に当社役員持株会へ拠出するべき報酬であり、当社役員持株会を通じて取得した株式は、在任期間中および退任後1年間は継続して保有することで、中長期的な企業価値の向上への貢献意欲を高めるとともに株主との価値共有を進めています。

社外取締役の報酬は、基本報酬のみで構成し、監督機能および独立性確保の観点から業績と連動しない設定としています。

基本報酬および業績連動型報酬（賞与）は、代表取締役等の役位に応じた基準額を定めており、取締役（社外取締役を除く。）の基本報酬と業績連動型報酬（賞与）の基準額の割合は、報酬の総額（下記 ii の業績連動要素および個人業績がすべて標準となった場合）に対し、基本報酬が7割、業績連動型報酬（賞与）が3割となる設定としています。なお、報酬等の総額は、株主総会で承認されている年額7億円を超えないものとしています。

ii. 業績連動型報酬（賞与）の支給額の算定方法

取締役（社外取締役を除く。）の業績連動型報酬（賞与）の支給額は、基準額に対し、業績連動要素および個人業績に基づき、基準額の0～200%の範囲で算定しています。

業績連動要素は、当社グループにおける会社の経常的な収益性を示す利益指標として設定し当社独自の業績管理指標としている「コア営業利益」、当社グループの事業活動の基盤であり持続的成長にとって重要な「研究開発業績」および研究開発等への投資資金となる「営業キャッシュ・フロー」を指標とし、目標の達成度合いに基づき、指名報酬委員会において評価を行っています。また、個人業績は、各取締役（社外取締役を除く。）の業績目標の達成度合いに基づき、指名報酬委員会において評価を行っています。なお、業績連動要素のうち、当期の「コア営業利益」は、目標を10億円とし実績は432億円となりました。ただし、厳しい経営状況を踏まえ、当期の業績に基づく業績連動型報酬（賞与）は支給しません。

iii. 報酬等の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容は、指名報酬委員会が取締役会の諮問に基づき審議を行い、その答申を得たうえ、取締役会が決定しています。また、取締役会が当該報酬等の内容の決定を代表取締役社長に委任することを決定した場合、代表取締役社長は、指名報酬委員会の取締役会への答申を尊重し、これに沿って決定することとしています。

当期に係る当該報酬等の内容については、業務全体を統括し取締役（社外取締役を除く。）全員の職務執行を把握している代表取締役社長 木村徹が、取締役会から委任を受けて決定しており、指名報酬委員会は、当該報酬等の内容が取締役報酬制度に従ったものであることを確認しています。このことから、取締役会は、当該報酬等の内容の決定が上記の方針に沿うものであると判断しています。

4. 会計監査人の状況

（1）名称

有限責任 あずさ監査法人

（2）報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）の対価	137 百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	137

- （注）1. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしています。
2. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、監査証明業務に係る報酬等の額はこれらの合計額で記載しています。
3. 上記以外に、前期の監査に係る追加報酬として、当期中に43百万円を支払っています。
4. 海外に所在する重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

（3）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条に従い会計監査人を解任するほか、別途定める会計監査人の解任または不再任の決定の方針に従い、会計監査人が継続して職務を遂行することに関し、重大な疑義が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当社監査役会の当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

連結計算書類

連結財政状態計算書

(単位：百万円)

科 目	当期末 2025年3月31日現在	(ご参考) 前期末 2024年3月31日現在
資産		
非流動資産	489,436	637,937
有形固定資産	46,648	57,895
のれん	197,406	199,783
無形資産	172,509	195,652
その他の金融資産	44,148	161,711
未収法人所得税	6,765	6,846
退職給付に係る資産	14,727	11,322
持分法で会計処理されている投資	5,588	360
その他の非流動資産	1,111	2,129
繰延税金資産	534	2,239
流動資産	253,168	269,569
棚卸資産	94,222	115,350
営業債権及びその他の債権	74,840	81,023
その他の金融資産	16,840	7,085
未収法人所得税	2,886	16,216
その他の流動資産	10,902	18,997
現金及び現金同等物	23,116	29,047
小計	222,806	267,718
売却目的で保有する資産	30,362	1,851
資産合計	742,604	907,506

科 目	当期末 2025年3月31日現在	(ご参考) 前期末 2024年3月31日現在
負債		
非流動負債	332,522	235,896
社債及び借入金	258,982	133,367
その他の金融負債	15,818	12,738
退職給付に係る負債	6,534	11,150
その他の非流動負債	24,638	40,430
繰延税金負債	26,550	38,211
流動負債	240,603	515,474
借入金	46,440	285,517
営業債務及びその他の債務	38,544	67,720
その他の金融負債	32,916	14,101
未払法人所得税	1,577	1,348
引当金	71,999	79,546
その他の流動負債	45,663	67,242
小計	237,139	515,474
売却目的で保有する資産に 直接関連する負債	3,464	—
負債合計	573,125	751,370
資本		
親会社の所有者に帰属する持分	169,479	156,063
資本金	22,400	22,400
自己株式	△682	△682
利益剰余金	46,784	△22,665
その他の資本の構成要素	97,525	157,010
売却目的で保有する資産に 関連するその他の包括利益	3,452	—
非支配持分	—	73
資本合計	169,479	156,136
負債及び資本合計	742,604	907,506

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しています。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当期	(ご参考) 前期
	2024年 4月 1日から2025年 3月31日まで	2023年 4月 1日から2024年 3月31日まで
売上収益	398,832	314,558
売上原価	153,437	126,577
売上総利益	245,395	187,981
販売費及び一般管理費	180,605	429,538
研究開発費	49,865	112,637
その他の収益	18,356	7,490
その他の費用	3,572	8,132
持分法による投資損益（△は損失）	△905	△23
営業利益（△は損失）	28,804	△354,859
金融収益	2,307	36,022
金融費用	13,500	4,277
税引前当期利益（△は損失）	17,611	△323,114
法人所得税	△6,024	△8,185
当期利益（△は損失）	23,635	△314,929
当期利益（△は損失）の帰属		
親会社の所有者持分	23,634	△314,969
非支配持分	1	40
当期利益（△は損失）	23,635	△314,929

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しています。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当期末 2025年3月31日現在	(ご参考) 前期末 2024年3月31日現在	科 目	当期末 2025年3月31日現在	(ご参考) 前期末 2024年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	107,709	117,468	流動負債	85,774	365,278
現金及び預金	11,382	3,716	買掛金	8,861	14,623
売掛金	34,543	27,566	短期借入金	42,780	225,000
商品及び製品	37,706	43,672	関係会社短期借入金	9,072	7,518
仕掛品	1,629	3,189	1年内返済予定の長期借入金	4,000	60,000
原材料及び貯蔵品	10,188	12,111	未払金	10,193	52,745
前渡金	370	165	未払費用	614	938
前払費用	204	669	未払法人税等	91	142
関係会社短期貸付金	2,653	646	預り金	6,111	446
未収入金	9,809	12,314	賞与引当金	3,185	3,535
未収還付法人税等	175	13,420	その他	867	331
関係会社貸倒引当金	△950	－	固定負債	278,735	171,759
固定資産	415,708	527,944	社債	120,000	120,000
有形固定資産	29,936	40,066	長期借入金	140,000	14,000
建物	19,983	22,773	長期未払金	468	198
構築物	454	533	長期預り金	5,996	5,265
機械及び装置	5,276	6,462	繰延税金負債	4,496	21,278
車両運搬具	44	56	退職給付引当金	7,748	11,018
工具、器具及び備品	2,705	3,788	その他	27	－
土地	825	4,357	負債合計	364,509	537,037
建設仮勘定	649	2,097	純資産の部		
無形固定資産	5,606	8,577	株主資本	151,205	45,018
ソフトウェア	2,009	2,639	資本金	22,400	22,400
販売権	1,481	2,064	資本剰余金	15,861	15,861
特許権	1,772	3,011	資本準備金	15,860	15,860
その他	344	863	その他資本剰余金	1	1
投資その他の資産	380,166	479,301	利益剰余金	113,626	7,439
投資有価証券	22,823	149,740	利益準備金	5,288	5,288
関係会社株式	153,018	1,501	その他利益剰余金	108,338	2,151
関係会社出資金	7,492	5,144	別途積立金	275,510	275,510
関係会社長期貸付金	192,327	366,278	繰越利益剰余金	△167,172	△273,359
長期前払費用	352	579	自己株式	△682	△682
前払年金費用	2,902	1,191	評価・換算差額等	7,703	63,357
その他	1,267	1,443	その他有価証券評価差額金	7,703	63,357
貸倒引当金	△15	△19			
関係会社貸倒引当金	－	△46,556	純資産合計	158,908	108,375
資産合計	523,417	645,412	負債純資産合計	523,417	645,412

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しています。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当期	(ご参考) 前期
	2024年 4月 1日から2025年 3月31日まで	2023年 4月 1日から2024年 3月31日まで
売上高	136,412	98,205
売上原価	60,097	61,232
売上総利益	76,315	36,973
販売費及び一般管理費	64,712	86,977
営業利益 (△は損失)	11,603	△50,004
営業外収益	10,446	48,224
受取利息及び配当金	9,654	19,227
為替差益	—	28,233
その他	792	764
営業外費用	10,021	4,747
支払利息	4,348	3,106
寄付金	271	515
固定資産除却損	331	293
投資事業組合運用損	652	487
為替差損	1,990	—
その他	2,429	346
経常利益 (△は損失)	12,028	△6,527
特別利益	115,090	22,800
固定資産売却益	4,614	—
投資有価証券売却益	62,620	16,129
関係会社株式売却益	572	6,671
関係会社貸倒引当金戻入額	46,556	—
商標権売却益	728	—
特別損失	13,127	594,841
固定資産売却損	991	—
投資有価証券評価損	—	247
関係会社株式評価損	4,284	556,823
関係会社貸倒引当金繰入額	950	37,771
事業構造改善費用	5,858	—
減損損失	1,044	—
税引前当期純利益 (△は損失)	113,991	△578,568
法人税、住民税及び事業税	203	386
法人税等調整額	7,601	9,166
当期純利益 (△は損失)	106,187	△588,120

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しています。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

住友ファーマ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 俣 野 広 行
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 立 石 政 人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長 谷 川 卓 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友ファーマ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、住友ファーマ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

住友ファーマ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 俣 野 広 行
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 立 石 政 人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 長 谷 川 卓 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友ファーマ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第205期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第205期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、直接面談したほか、インターネット等を経由したオンライン会議システムも活用して、取締役、内部監査部門、その他の使用人、会計監査人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、定期的に事業の報告を受けるとともに、国内外主要子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、業務及び財産の状況の把握につとめました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視し、検証しました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月12日

住友ファーマ株式会社 監査役会

常勤監査役 沓 内 敬 ㊟

常勤監査役 加 島 久 宜 ㊟

社外監査役 射手矢 好 雄 ㊟

社外監査役 望 月 眞 弓 ㊟

社外監査役 道 盛 大志郎 ㊟

以 上

TOPIC

開発中の抗がん剤enzomenib (DSP-5336) およびnuvisertib (TP-3654) に関する最新の臨床データを発表

当社は、アンメット・メディカル・ニーズの高い「がん領域」を重点疾患領域の一つと位置付けています。現在(2025年5月13日時点)開発中の4化合物うち、米国食品医薬品局(FDA)からオーファンドラッグ指定、さらに厚生労働省から希少疾病用医薬品指定を受けているenzomenib およびnuvisertibの開発に特に注力しています。がん領域における著名な国内や欧米の学会での両化合物のデータ発表にも取り組んでおり、2024年には、米国血液学会(ASH)において、最新の臨床データを発表しました。

enzomenibは、京都大学との共同研究で見出された自社創製のメニン-MLLタンパク質結合阻害剤であり、2027年度に急性骨髄性白血病を対象に日米での上市を計画しています。再発または難治性の急性白血病患者を対象としたフェーズ1/2試験で、優れた安全性プロファイルとともに、MLL遺伝子再構成やNPM1遺伝子変異を有する患者において、高い奏効率が示されました。これらの遺伝子異常を有する急性白血病は予後不良(治療後の経過やその見通しが良くない)とされていますが、enzomenibはこれらの患者群に対する新たな治療選択肢となる可能性があり、フェーズ2

試験を開始しました。

一方、nuvisertibは、自社創製の選択的PIM-1阻害剤であり、2027年度に骨髄線維症を適応症とした日米での承認申請を計画しています。再発または難治性の骨髄線維症患者を対象としたフェーズ1/2試験において、良好な忍容性とともに有望な初期の臨床活性が示されました。特に、脾臓容積の減少、全身症状の軽減、骨髄線維化の改善、ヘモグロビン値および血小板数の改善など、さまざまな臨床指標で良好な結果が得られています。現在、nuvisertibとJAK阻害剤との併用療法における安全性および臨床活性の評価も進めています。

急性白血病と骨髄線維症は、いずれも予後不良とされている血液悪性腫瘍です。これらの予後不良を有意義に改善するための新しい効果的な治療選択肢を提供することが極めて重要と考えています。当社は、一日も早い承認取得と患者さんへの貢献を目指し、enzomenib およびnuvisertibの開発を加速していきます。

TOPIC

再生・細胞医薬事業の合併会社「RACTHERA」を設立

2025年2月1日、株式会社RACTHERA（ラクセラ）が事業を開始しました。新社名は「Regenerative And Cellular THERApy」に由来しています。

当社は、これまでiPS細胞を用いた再生・細胞製品開発の「フロントランナー」として、治療薬の開発を進めてきました。再生・細胞医薬事業の更なる加速と事業化を目的として、住友化学の工業化技術や品質管理などの強みを融合し、再生・細胞医薬事業の研究開発を手掛ける新会社として、住友化学との合併会社RACTHERAを設立しました。併せて、当社が保有する再生・細胞医薬製造プラント「SMaRT」を、住友化学との別の合併会社であり再生・細胞医薬分野の製法開発や製造などの受託（CDMO）事業を手掛けるS-RACMO（エスラクモ）株式会社に移管しました。

再生・細胞医療の分野は、世界市場が約20億米ドル（2022年時点）と言われ、今後も年率10-15%の急速な成長が見込まれています。この分野は、住友化学グループにとって次の成長領域の一つと位置づけられており、グループの中長期戦略において重要な位置を占

めています。RACTHERAを住友化学との合併会社とすることで、この分野での技術的優位性を生かし、安定的に資金を投資して、より迅速な事業化とグローバルな展開を目指します。

RACTHERAを中心に住友化学グループが一体となって強固に連携し、再生・細胞医薬事業を推進します。RACTHERAは、パーキンソン病や網膜疾患を対象とした iPS細胞由来製品の開発を進めます。再生医療でしか実現できない新たな価値の提供により、2030年代後半には最大約3,500億円の事業規模を目指す野心的な目標を掲げています。

当社は、開発推進のハブとして社内に再生・細胞医薬推進室を設置して、再生・細胞医薬事業の推進に引き続き貢献し、患者さんの治療選択肢の拡大に尽力します。

さらに、新薬開発への経営資源の集中と事業の効率化を図ることにより、企業価値の向上につなげていきます。

住友ファーマ株式会社 定時株主総会会場ご案内図

会場

大阪市中央区道修町二丁目6番8号 当社本店 7階ホール



交通

- A** 地下鉄御堂筋線淀屋橋駅11号出口から徒歩5分
- B** 地下鉄御堂筋線淀屋橋駅8号出口から徒歩7分
- C** 京阪淀屋橋駅17号出口から徒歩7分
- D** 京阪淀屋橋駅18号出口から徒歩7分
- E** 京阪淀屋橋駅19号出口から徒歩7分
- F** 地下鉄堺筋線北浜駅6号出口から徒歩5分

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
ご了承くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT
by MORISAWA

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。